

保護者 様

こども家庭庁の「保育所における感染症対策ガイドライン」では、保育所等における「新型コロナウイルス感染症」での出席停止期間が「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされています。

つきましては、再登園するに当たっては、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過してからお子さんの体調をみてご判断いただきますようお願いいたします。

なお、改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

新型コロナウイルス感染症が治癒し、再登園するときは、この「治癒報告書」を提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

(様式)

## 治 癒 報 告 書

上高井保育園長 様

クラス名 \_\_\_\_\_

乳幼児氏名 \_\_\_\_\_

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

- 1 疾患名 **新型コロナウイルス感染症**
- 2 発症日（咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日） 年 月 日
- 3 受診した医療機関名及び受診日

(1) 医療機関名

(2) 受診日： 年 月 日

- 4 治癒の根拠（日にちを記入してください。）

(1) 発症した後5日を経過した。

発症日(0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
/	/	/	/	/	/

(2) 症状が軽快後1日を経過した。

軽快日(0日目)	1日目
/	/

年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_